

医療福祉費支給制度（マル福）のお知らせ

医療福祉費支給制度（マル福）とは、小児・妊産婦・ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）・重度心身障がい者などの医療福祉受給対象者が、必要とする医療を容易に受けられるよう医療保険で病院などにかかった場合の一部負担金を公費で助成し、医療費の負担を軽減する制度です。

次の条件に該当する方は、すみやかに医療福祉費受給者証の交付申請をしてください。

★条件に該当する方

「マル福受給者証」が交付されるのは、下記の（ア）～（ウ）のいずれかの要件に該当する方で、母子または父子の所得が下記の所得制限額に満たない方です。

- （ア） 離婚・死別などにより配偶者のない方で、18歳未満の子を監護している方およびその子
- （イ） 離婚・死別などにより配偶者のない方で、20歳未満の障がい児または高校在学者を監護している方およびその子
- （ウ） 18歳未満の子がいる方で、配偶者が重度心身障がい者マル福の資格要件の障害程度に1年以上該当している方およびその子

※次の要件に該当している場合、マル福受給の要件を満たさないため申請はできません。

- ① 父または母が婚姻の届出はしていなくても事実上の婚姻関係（内縁関係など）にあるとき
- ② 児童が受給者ではない、父または母と生計を同じくしているとき（※父または母が一定の障がいの状態にある場合を除きます）
- ③ 児童が児童福祉施設に入所しているなど、受給者が養育していると認められないとき
- ④ 児童が児童福祉法上の里親に委託されているとき

《参考：所得制限額》　注：所得額は収入額と異なりますのでご注意ください。

扶養人数	所得制限額	内 容
0人	3,016,000円	★所得の基準日 母子家庭の母子または父子家庭の父子となった日もしくは申請月において ・ <u>1～6月…前々年の所得</u> ・ <u>7～12月…前年の所得</u> ○同じ世帯に1,000万円以上の所得がある方がいる場合は「非該当」と判定されることがあります。
1人	3,396,000円	
2人	3,776,000円	
以降 38万ずつ加算		

※前年(当年)の1月2日以後に古河市へ転入してきた方は、同意書または所得を証明する書類(扶養人数が確認できる書類)が必要となります。所得証明書および課税証明書または非課税証明書等は、前年(当年)の1月1日現在でお住まいになっていた住所地の市区町村役場で発行されます。(有料となる場合もあります)

同意書…マイナンバー制度による情報連携によって所得確認をするための同意書です。

★持参するもの

- ①資格確認書または資格情報のお知らせ(A4サイズ)
- ②印鑑（スタンプ印以外の認印）
- ③児童扶養手当証書もしくは戸籍謄本（離婚の場合は離婚年月日、死別の場合は配偶者の死亡年月日の記載があるもの）
- ④転入者は同意書または所得証明書

★助成の対象となる期間

母子家庭および父子家庭となった日から、次の事項に該当する日までです。

- ① 児童が18歳（障がい者および高校在学者の場合は20歳）に到達した最初の3月末日まで
- ② 母または父が婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）した日の前日まで
- ③ 児童が福祉施設に入所するなど養育関係がなくなった日の前日まで

★更新申請

毎年6月に更新します。所得等の支給要件を満たす方は自動更新処理を行い新しい受給者証を郵送します。支給要件が確認できない方については申請が必要です。

申請が遅れた場合、申請月からの対象となり、さかのぼっての受給はできません。

★自己負担金

- ① 外来自己負担金・・・ 医療機関ごとに1日 600円月2回までの自己負担があります。
- ② 入院自己負担金・・・ 医療機関ごとに1日 300円月3,000円までの自己負担があります。
- ③ 調剤自己負担金・・・ 自己負担なし

※入院時の食事代や保険適用外は支給対象外です。(例:健診、予防接種、薬の容器代、差額ベット代、選定療養費等)

★医療福祉費支給の方法

○茨城県内の医療機関等で受診される場合 ⇒ 市役所窓口での手続きはありません。(※)

受給者証とマイナ保険証等を病院や調剤薬局の窓口に提出(毎回)し、制度で定める自己負担金を病院等の窓口でお支払ください。0歳から15歳(中学3年生)までの方については、お支払いただいた自己負担金につきまして、病院から届いたデータをもとに後日口座に返金いたします。(支給対象外を除く)

○茨城県以外の医療機関等で受診される場合 ⇒ 市役所窓口での支給申請が必要です。

以下の書類をご持参のうえ、申請をしてください。

- ・保険診療分の内訳が明記された領収書(1ヶ月分まとめて)
- ・印鑑(スタンプ印以外の認印)
- ・資格確認書または資格情報のお知らせ(A4サイズ)
- ・保護者名義の金融機関の通帳(初回申請時のみ)
- ・医療福祉費受給者証または医療費助成受給者証

高額療養費や付加給付金がある場合は、保険者から支給された金額が確認できる書類(支給決定通知書または支給明細書)もご持参ください。領収書は原本提出とさせていただいております。領収書の原本をお手元に残したい場合、コピーと原本と一緒にご持参いただければ相違ないことを確認したうえで原本をお返しします。

(※) ただし、以下の場合は茨城県内の医療機関等で受診された場合でも、市役所窓口での支給申請が必要です!

- ① 医療機関で月1回かかり、自己負担額が600円以下で診療報酬点数(保険合計点数)が200点以下(2割負担の方は300点以下)だった場合
- ② 同一医療機関で月2回かかり、どちらも自己負担額が600円以下で診療報酬点数(保険合計点数)が200点以下(2割負担の方は300点以下)だった場合

★医療費が高額になった場合や付加給付金がある場合

○高額療養費

医療機関等で支払った一部負担金が、法令で定められた限度額を超えると、超えた額が高額療養費として加入している保険者から払い戻されます。この払い戻しの基準となる一部負担金の限度額および請求方法については、加入している保険組合等にお問い合わせください。

○付加給付金

加入している保険者が規定しているもので、入院等により1ヶ月の医療費が基準額以上になった場合、超えた金額が支給されます。この基準額および請求方法については、加入している保険組合等にお問い合わせください。医療費助成制度の趣旨からも、他の給付が優先されますので、この付加給付金との二重の支払をしないためにも付加給付金を確認後助成しています。

★学校でのケガの場合(登下校含む)

学校の管理下における災害(負傷病)については、学校で加入する日本スポーツ振興センターの給付制度をご利用ください。請求により給付金が支払われます。この場合、マル福との併用はできません。ただし、センターの給付対象外(初診から治癒までの保険診療分合計自己負担額が1,500円未満)の場合、マル福にて助成しますので、県外診療分と同様に下記の申請窓口で申請してください。

★注意事項

口座を解約した、口座の名義を変更した等、医療福祉費のお振り込み先として登録している口座に変更が生じた場合は、すみやかに下記の申請窓口に届け出してください。届け出がない場合、医療福祉費のお振り込みができない可能性があります。

問合せ先・申請窓口

古河庁舎 国保年金課 〒22-5111 (代表)
総和庁舎 市民総合窓口課 〒92-3111 (代表)
三和庁舎 市民総合窓口室 〒76-1511 (代表)